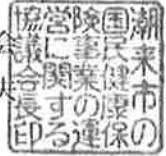


令和4年1月7日

潮来市長 原 浩道 様

潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 笠間 丈夫



潮来市国民健康保険税率等の見直しについて（答申）

令和3年12月21日付け潮市民第182号をもって諮問のあった件
について、別添「答申書」の1から3のとおり答申する。

なお、答申にあたっての本協議会の意見は、別添「答申書」の4のと
おりである。

答 申 書

本協議会は、このたびの「潮来市国民健康保険税率等の見直しについて」の諮問に対し、潮来市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 国民健康保険税率について

次のとおり改定することが適当である。

(1) 基礎課税額の保険税率

- ・所得割 5.7% (改定)
- ・被保険者均等割 32,000円 (改定)
- ・世帯別平等割 廃止

(2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

- ・所得割 2.8% (改定)
- ・被保険者均等割 16,000円 (改定)
- ・世帯別平等割 廃止

(3) 介護保険納付金課税額の保険税率

- ・所得割 2.0% (改定)
- ・被保険者均等割 15,000円 (改定なし)

2 課税限度額について

次のとおり改定することが適当である。

- ・基礎課税限度額 650,000円 (改定)
- ・後期高齢者支援金等課税限度額 200,000円 (改定)
- ・介護納付金課税限度額 170,000円 (改定なし)

3 国民健康保険税の軽減について

次のとおり改定することが適当である。

(1) 未就学児（0歳から6歳年度まで）の均等割軽減の導入（国保法改正）

- ・7割軽減の対象者 軽減率 8.5割 (改定)
- ・5割軽減の対象者 軽減率 7.5割 (改定)
- ・2割軽減の対象者 軽減率 6.0割 (改定)
- ・軽減対象外の者 軽減率 5.0割 (改定)

(2) 7歳年度から18歳年度までの均等割軽減の導入（市独自軽減）

未就学児の均等軽減と同様の軽減 (改定)

4 本協議会の意見

茨城県においては、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の賦課方式を2方式（所得割・均等割）とし、令和4年度から統一を目指す旨「茨城県国民健康保険運営方針」に記載されている。

本市においても国保税の賦課方式を3方式（所得割・均等割・平等割）から、簡潔・公平な賦課方式である2方式（所得割・均等割）とすることは必要と考える。

2方式への見直しにあたっては、世帯構成員の多い世帯の国保税が急増する傾向にあることから、所得割（応能割）・均等割（応益割）の賦課割合の調整により、国保税調定額を抑えるとともに、18歳年度までの子どもの均等割軽減により子育て世帯の負担軽減が図られるものとする。また、茨城県への事業費納付金の増、国保税調定額の減及び国保税の軽減措置等による歳入不足に対し、支払準備基金を活用することは、支払準備基金の現在残高を勘案すると適当と考える。

今後も、国保の安定的及び効率的な事業運営を目指して、社会情勢や国保加入者の動向等を注視し、保健事業等の取り組みによる医療費の抑制及び保険給付の適正化を図り、収納率向上に取り組むとともに、茨城県へ納付する事業費納付金の額等を踏まえ、国保税率等の見直しを実施するなど、国保税の適正賦課に努められたい。